

第二十五号書式（平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正）

昭和28年法律第181号附則第20項の規定による

遺族年金
弔慰金 裁定証明書

公務員（氏名）

扶助料請求者〔遺族年金受給者
弔慰金〕

公務員との続柄

（氏名）

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和28年法律第181号）附則第20項の規定による遺族年金を給すべきものと決定して〔証書記号〕第 号
弔慰金 裁定通知書
（ 年 月 日付け）の遺族年金証書を交付したことを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣 印

備考 扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、扶助料請求者が遺族年金を受けたことがなく弔慰金を受けたときは、弔慰金の裁定について証明すること。